

EUIJ 関西・大学図書館相互利用協定延長に関わる覚書

(趣旨)

第1条 EU インスティテュート関西（以下「EUIJ 関西」という。）に加盟する神戸大学、大阪大学、関西学院大学の図書館は、EUIJ 関西が実施する教育活動および研究活動に寄与するため、2005年（平成17年）9月22日に EUIJ 関西・大学図書館相互利用に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結したが、EUIJ 関西・参加大学相互間単位認定に関する協定の延長に伴い、協定書の延長に関して覚書を締結する。

(図書館の範囲)

第2条 この協定が対象とする図書館の範囲は、EUIJ 関西に加盟する各大学の図書館長が指定する図書館および分館等（以下「図書館等」という。）とする。

(利用者の範囲)

第3条 この協定が対象とする利用者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) EUIJ 関西に加盟する大学で開講される EU 研究修了証プログラムに登録する学部生・大学院学生（以下「学部生・大学院生」という。）
- (2) EUIJ 関西に加盟する大学で開講される EU 研究修了証プログラムを担当する教員・および共同研究者（以下「教員・研究者」という。）

(利用申請および利用)

第4条 学部生・大学院生は、各大学の受付部局の認印がある EU 研究修了証プログラムの登録用紙の写しを各大学の図書館に提示し、利用申請手続を行う。各大学の図書館は、学部生・大学院生に図書館カードを発行する。

2 教員・研究者は、所属する大学の身分証等を各大学の図書館に掲示し、利用申請手続を行う。各大学の図書館は「EU 研究修了証プログラム担当者リスト」で確認のうえ、教員・研究者に図書館カードを発行する。

3 各大学が発行する図書館カードの有効期間は、原則として EU 研究修了証プログラム登録期間内とする。

4 利用者が図書館を利用する場合は、当該大学が発行した図書館カードを図書館に提示するものとする。

(サービス内容)

第5条 利用者は、以下のサービスを受けることができる。

- (1) 図書・資料の閲覧
- (2) 図書・資料の館外貸出
- (3) 著作権法の範囲内での所蔵資料の複写
- (4) 視聴覚資料の館内視聴

2 サービス内容および利用上の詳細な事項については、各大学の図書館の規程類を適用するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項のほか必要な事項については、EUIJ 関西に加盟する各大学の図書館が別途協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、2008年（平成20年）10月1日から2013年（平成25年）3月31日までとする。

附則

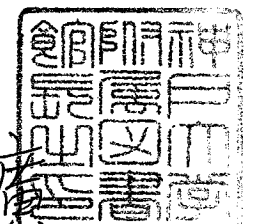
この協定は、2008年（平成20年）10月1日より発効する。

上記締結の証として本協定書を3通作成し、各大学図書館長記名押印の上、各々1通を保有する。

2008年（平成20年）9月22日

神戸大学附属図書館長

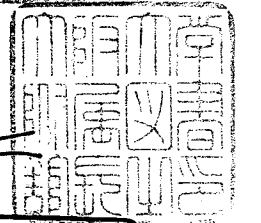
武田 廣



2008年（平成20年）9月22日

大阪大学附属図書館長

小泉 潤



2008年（平成20年）9月22日

関西学院大学図書館長

曾我 祐典

